

桑名市告示第152号

桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

桑名市保健福祉関係事業補助金等交付要綱（平成16年桑名市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表中27の項を削り、28の項を27の項とし、29の項から32の項までを1項ずつ繰り上げ、33の項を削り、34の項を32の項とし、35の項を33の項とし、36の項を削り、37の項を34の項とし、38の項を35の項とし、39の項を36の項とし、40の項を次のように改める。

37	放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	放課後児童健全育成事業を行う事業所における放課後児童支援員や補助員等の処遇の改善を図る。	賃金改善に必要な人件費に充てるための経費	予算の定める範囲内	市内に存する以下の事業を実施するもの (1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 (2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
----	--------------------	--	----------------------	-----------	--

別表中41の項を38の項とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。